

(二) 建設分野若年者及び女性に魅力ある職場づくり
事業コース助成金は、第一号に該当する建設事業主、建設事業主団体等又は職業訓練法人であること。
業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六号四二）第三十一条に規定する職業訓練法人を構成する団体の構成員とするものをいう。）に
めつてはその額が二千万円を超えるときは、
二千万円）

(三) 次のいずれかに該当する建設事業主、建設事業主団体等又は職業訓練法人であること。
雇用管理制度の整備に関する事業であつて、次に掲げるいずれかのものを行ふ建設事業主であること。

(四) (1) 若年労働者及び女性労働者の建設事業に対する関心及び理解の増進又は建設事業への就業に必要な能力の開発及び向上を図るための事業
(2) 労働災害の防止等の労働安全管理を推進するための事業
(3) 建設労働者の技能の向上又は雇用管理の改善を推進するための事業
(4) 建設労働者の雇入れ、配置その他の雇用管理に關し必要な知識を習得させるための研修（以下「雇用管理研修」という。）又は作業中の建設労働者に対する適切な指導若しくは監督に必要な知識を習得させるための研修（以下「職長研修」という。）であつて、次のいずれにも該当するもの（以下この項において「雇用管理研修等」という。）を行う事業

(i) 雇用管理研修にあつては建設事業主又はその雇用する労働者のうち作業中の建設労働者を直接指導又は監督する者を、職長研修にあつては建設事業主又はその雇用する労働者のうち作業中の建設労働者を直接指導又は監督する者を対象として行わるものであるこ

(ii) 研修の時間が、雇用管理研修にあつては六時間以上、職長研修にあつては十八時間以上であること。

(iii) 研修を受ける者の数が十人以上であること。また、雇用管理研修にあつては百人以下、職長研修にあつては五十人以下であること。

(iv) 研修の内容及び方法が建設労働者の雇用の改善を推進するために適切であると認められるものであること。

(v) その雇用する労働者に対し、雇用管理研修等を受けさせ、かつ、当該労働者に對して支払われる通常の賃金の額以上の賃金を当該雇用管理研修等を受けさせる期間について支払う事業

建設事業主団体等であつて、次に掲げる事業を行ふものであること。

(1) その構成員である建設事業主（（2）において「構成建設事業主」という。）における雇用管理制度の整備に係る計画の策定、当該計画の効果的な実施のための検討及び調査を行う事業

構成建設事業主における若年労働者及び女性労働者の確保及び職場への定着に資する雇用管理制度の整備に係る事業

建設工事における作業に係る職業訓練を実施する職業訓練法人であつて、次のいずれにも該当し、かつ、建設工事における作業に係る職業訓練を振興するため助成を行ふことが必要であると認められるもの（以下「職業訓練推進団体」という。）であること。

(1) 数都道府県にわたる地域における事業
主又は事業主の団体若しくはその連合団体の相当数が、当該職業訓練法人の社員であるもの又は当該職業訓練法人の基本財産の拠出をしているものであること。

(2) 建設工事における作業に係る職業訓練の実施に適した職業訓練施設を運営するものであること。

設事業主団体等又は職業訓練推進団体の区分に応じて、当該イからハまでに定める額

イ 前号イに該当する建設事業主 次に掲げる額の合計額（一の事業年度につき、その額が二百万円を超えるときは、二百万円）

(1) 前号イ(1)から(4)までに掲げる事業に要した経費の額の二十分の九(その雇用する労働者に係る賃金を一定の割合以上で増額した建設事業主にあっては、五分の三)(中小建設事業主にあっては、五分の三(その雇用する労働者に係る賃金を一定の割合以上で増額した中小建設事業主にあっては、四分の三))に相当する額

(2) 前号イ(5)に掲げる事業に係る雇用管理研修等を受けさせた労働者一人につき、八千五百五十円(その雇用する労働者に係る賃金を一定の割合以上で増額した建設事業主にあっては、一万五百五十円)に、当該雇用管理研修等を受けさせた日数(一の雇用管理研修等について六日分を限度とする)を乗じて得た額

前号ロに該当する建設事業主団体等(その額が千万円を超えるときは、千万円(全国的な建設事業主団体等にあってはその額が三千万円を超えるときは、三千万円)、都道府県団体等(二の都道府県の地域における一の建設事業主団体等であつて、当該都道府県の地域における建設事業主(法第八条第一項に規定する元方事業主に限る)の相当数をその構成員又はその連合団体を構成する団体の構成員とするものをいう)にあつてはその額が二千万円を超えるときは、二千万円)

前号ハに該当する職業訓練推進団体の事業年度につき、当該職業訓練推進団体が職業訓練の推進のための活動に要した経費の額の三分の二に相当する額(規模五万人以上上の職業訓練を行う場合にあっては、その額が一億五百万元を超えるときは、一億五百万元、規模四万人以上五万人未満の職業訓練を行う場合にあっては、その額が七千五百万元を超えるときは、七千五百万元、規模二万人以上三万人未満の職業訓練を行う場合にあっては、その額が六千万元、規模三万人以上四万人未満の職業訓練を行う場合にあっては、その額が六千五百万元を超えるときは、七千五百万元)を一定の割合以上で増額した建設事業主にあっては、五分の三(その雇用する労働者に係る賃金を一定の割合以上で増額した中小建設事業主にあっては、四分の三))に相当する額

4
建設分野作業員宿舎等設置助成コース助成金三万円を超えるときは、六千万円、規模二万人日未満の職業訓練を行う場合にあつては、その額が四千五百万円を超えるときは、四千五百万円)
一 次のいずれかに該当する職業訓練推進団体又は中小建設事業主であること。
イ 職業訓練推進団体であつて、職業能力開発促進法第二十四条第一項の認定に係る職業訓練又は同法第二十七条の二第二項において準用する同法第二十四条第一項の認定に係る指導員訓練（以下「認定訓練」という。）の実施に適した施設又は設備の設置又は整備を行つものであること。
ロ 中小建設事業主であつて、建設作業に従事する女性労働者（岩手県、宮城県又は福島県においては、男性労働者を含む建設労働者）のための宿舎その他の施設の貸与を受けるものであること。
ハ 中小建設事業主であつて、石川県における建設作業に従事する建設労働者のための宿舎その他の施設の貸与を受けるものであること。
二 次のイからハまでに掲げる職業訓練推進団体又は中小建設事業主の区分に応じて、当該イからハまでに定める額
イ 前号イに該当する職業訓練推進団体
号イの設置又は整備に要する経費の額の二分の一に相当する額（その額が三億円を超えるときは、三億円）
ロ 前号ロに該当する中小建設事業主 一の事業年度につき、同号ロの貸与に要する経費の五分の三（その雇用する労働者に係る賃金を一定の割合以上で増額した中小建設事業主にあつては、四分の三）に相当する額（その額が九十万円を超えるときは、九十万円）（岩手県、宮城県又は福島県においては、一の事業年度につき、同号ロの貸与に要する経費の三分の二に相当する額（その額が二百万円を超えるときは、二百万円））
ハ 前号ハに該当する中小建設事業主 一の事業年度につき、次の（1）又は（2）に掲げる場合の区分に応じて、それぞれ当該

(1) 前号ハのうち宿舎の貸与を受ける場合、当該宿舎に居住する建設労働者の数に二十五万円を乗じて得た額

(2) 前号ハのうち宿舎以外の施設の貸与を受ける場合、当該施設の貸与に要する経費の三分の二に相当する額

建設労働者認定訓練コース助成金は、第一号に該当する中小建設事業主又は中小建設事業団体等（以下これらを総称して「中小建設事業主等」という。）に対し、第二号に定める額万円を超えるときは、（二百萬円）

1

いて雇用規則第二百二十二条に規定する広域団体認定訓練助成金（以下「広域団体認定訓練助成金」という。）の支給又は同条に規定する認定訓練助成事業費補助金（以下「認定訓練助成事業費補助金」という。）の交付を受けた都道府県が行う助成若しくは援助を受けるものであること。

【】その雇用する建設労働者に対し、認定訓練を受けさせ、かつ、当該建設労働者に対して支払われる通常の賃金の額以上の額の賃金を当該認定訓練を受けさせる期間について支払う中小建設事業主であつて、雇保則第二百二十五条第二項に規定する人材育成支援コース助成金（以下「人材育成支援コース助成金」という。）の支給を受けるもの

1

イ 次のイ及びロに掲げる中小建設事業主等の区分に応じて、当該イ及びロに定める額

イ 前号イに該当する中小建設事業主等 広域団体認定訓練助成金の支給又は認定訓練助成事業費補助金の交付を受けて都道府県が行う助成若しくは援助に係る認定訓練の運営に要する経費の額（その額が当該経費につき当該年度において要した額を超えるときは、当該要した額）から当該認定訓練の運営に要する経費について広域団体認定

訓練助成金の支給額又は認定訓練助成事業費補助金の交付を受けて都道府県が行う助成若しくは援助を受けた額を控除した額の二分の一に相当する額

□ 前号口に該当する中小建設事業主 当該訓練助成金の支給額又は認定訓練助成事業費補助金の交付を受けて都道府県が行う助成若しくは援助を受けた額を控除した額の二分の一に相当する額

1

(i) 技能実習の内容が建設業法第二十七
条第一項に規定する技術検定に関連す
る。

るものであること。
雇用保険法（昭和四十九年法律第二百二十一号）

()
十六号) 第六十条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する教育訓練

基へき厚生労働大臣が指定する教育訓練であつて、同法第十条の四第二項に規定する旨定められた者に委託

規定する指定教育訓練実施者は委託して行うものであること。

口 その雇用する建設労働者に対し 技能実習を受けさせる中小建設事業主であつて

当該建設労働者に対して支払われる通常の賃金の額以上の額の賃金を当該技能実習を

受けさせる期間について支払うものであること。

二 次のイ及びロに掲げる建設事業主等の区分に応じて、当該イ及びロに定める額

イ 前号イに該当する中小建設事業主等(女性労働者に係る技能実習を行う場合にあつ

ては、建設事業主等）次の（1）又は（2）に掲げる場合の区分に応じて、それ

1) 前号イ(1) こ該当する技能実習を云
ぞれ当該規定に定める額

(前半) い説三つを指す。各の特徴は、(1) つた場合、当該技能実習に要した経費の額へ終業試験後開等一二三七にて行。二二

額（登録教習機関等に委託して行つたりきは、当該技能実習に係る受講料のうち、
一回の実習料金を算定する場合、その額を

当該中小建設事業主等が負担した額)の五分の四(中小建設事業主のうちその屋

(iii) 中小建設事業主等（女性労働者に係る技能実習を行う場合にあっては、建

用する雇用保険法第四条第一項に規定する被保険者の数が二十人以下であるもの（以下）のイ及びロにおいて「特定小規模建設事業主」という。）にあっては四分の三（その雇用する労働者に係る賃金額を一定の割合以上で増額した特定小規模建設事業主又は労働協約若しくは就業規則に定めるところにより、職務に関連した専門的な知識若しくは技能を習得したと認める労働者に係る賃金を一定の割合以上で増額した特定小規模建設事業主（以下このイ及びロにおいて「その雇用する労働者に係る賃金を増額した特定小規模建設事業主」という。）にあっては、十分の九、中小建設事業主のうち特定小規模建設事業主以外のものであつて三十ヶ年未満の者に係る技能実習を行ふも十五ヶ年未満の者に係る技能実習を行ふも

前号口に該当する中小建設事業主當該技能実習を受けさせた建設労働者一人につき、七千六百円（その雇用する労働者に係る賃金を増額した中小建設事業主にあっては、九千三百五十円）（特定小規模建設事業主にあっては、八千五百五十円（その雇用する労働者に係る賃金を増額した特定小規模建設事業主にあっては、一万五百五十円））に、当該技能実習を受けさせた日数（一日の技能実習について、二十日分を限度とする。）を乗じて得た額

一の事業年度において、第五項第一号口又は前項第一号イ若しくはロに該当する建設事業主等の一の事業所（建設事業主団体等にあっては、一の団体。以下この項において同じ。）に係る建設労働者認定訓練コース助成金又は建設

練コース助成金及び建設労働者技能実習コース助成金（以下この条及び次条において「雇用関係助成金」という。）は、労働保険料（労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十年法律第八十四号）第十条第二項に規定する労働保険料をいう。）の納付の状況が著しく不適切である、又は過去五年以内に偽りその他不正の行為により、雇保則第百二条の三に規定する雇用調整助成金その他の雇用保険法第四章の規定により支給される給付金の支給を受け、若しくは受けようとした者に対しては、支給しないものとする。

2 前項の場合において、代理人等又は訓練機関が偽りの届出、報告、証明等をしたため雇用關係助成金が支給されたものであるときは、都道府県労働局長は、その代理人等又は訓練機関に對し、その支給を受けた者と連帶して、同項の規定による雇用關係助成金の返還又は納付を命ぜられた金額の納付をすることを命ずることができる。

(報告の請求)

第八条 法第十一条の規定による報告の請求は、文書によつて行うものとする。

(法第十二条に関する事項)

第九条 法第十二条第一項の規定により実施計画(法第十二条第一項に規定する「実施計画」をいう。以下同じ。)が適當である旨の認定を受けようとする事業主団体は、実施計画認定申請

八 帳法（昭和四十二年法律第八十号）第三十条の四十五に規定する国籍等をいう。（以下この号において同じ。）及び在留資格（出入国管理及び難民認定法第二条の二第一項に規定する在留資格をいう。）を記載したものに限り（）。とし、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者があつては住民票の写し（国籍等及び同法に定める特別永住者である旨を記載したものに限る。）とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三第三号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写しとする。（以下同じ。）及び履歴書。

九 役員の精神の機能の障害に関する医師の診断書（当該役員が精神の機能の障害により認

主にあつては、十分の九）、特定中小建設事業主にあつては、十分の七（その雇用する労働者に係る賃金を増額した特定中小建設事業主にあつては、二十分の十七）、その他の中小建設事業主にあつては、二十分の九（その雇用する労働者に係る賃金を増額したその他の中小建設事業主にあつては、五分の三）に相当する額（建設事業主等（中小建設事業主等を除く。）が女性労働者に係る技能実習を行ふときは、三分の二（建設事業主については、五分の三（その雇用する労働者に係る賃金を増額した建設事業主にあつては、四分の三）に相当する額）（一の技能実習について、一人当たり十万円を限度とする。）

建設ギヤリアンシステム等を普及促進し、
助成金、建設分野若年者及び女性に魅力ある職
場づくり事業コース助成金、建設分野作業員宿
舎等設置助成コース助成金、建設労働者認定訓
練コース助成金及び建設労働者技能実習コース
助成金は、国、地方公共団体（地方公営企業法
（昭和二十七年法律第一百九十二号）第三章の
規定の適用を受ける地方公共団体の経営する企
業を除く）、行政執行法人及び特定地方独立行
政法人に対する支給しないものとする。
（労働保険料滞納事業者等に対する不支給）

**第七条の五 第七条の二の規定にかかるわらず、若
年・女性建設労働者トライアルコース助成金、
建設ギヤリアンシステム等を普及促進コース
助成金、建設分野若年者及び女性に魅力ある職
場づくり事業コース助成金、建設分野作業員宿
舎等設置助成コース助成金、建設労働者認定訓
練コース助成金及び建設労働者技能実習コース
助成金は、国、地方公共団体（地方公営企業法
（昭和二十七年法律第一百九十二号）第三章の
規定の適用を受ける地方公共団体の経営する企
業を除く）、行政執行法人及び特定地方独立行
政法人に対する支給しないものとする。**

（返還命令等）

第七条の六 偽りその他不正の行為により雇用関係助成金の支給を受けた建設事業主等又は職業訓練法人がある場合には、都道府県労働局長は、その者に対して、支給した雇用関係助成金の全部又は一部を返還することを命ずることができ、また、当該偽りその他不正の行為により支給を受けた雇用関係助成金については、当該返還を命ぜる額の二割に相当する額以下の金額

るときは、建設業者団体の構成員であること、又は当該申請者の構成員の三分の二以上が、一の建設業者団体の構成員であることを証する書面

六 法第十二条第二項第五号に規定する場合にあつては、当該建設業務労働者就業機会確保事業を行おうとする事業主に係る建設事業の実施計画の認定の申請の日の属する月の前月末を末日とする一年間の実績報告書及び当該事業主が建設業の許可を受けていることを証する書面

七 役員（法人でない事業主団体にあつては、その代表者又は管理人。次号及び第九号において同じ。）の住民票の写し（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十号）第十九条の三に規定する中長期在留者に

により、職務に関連した専門的な知識若しくは技能を習得したと認める労働者に係る賃金を一定の割合以上で増額した建設事業主（以下このイにおいて「その雇用する労働者に係る賃金を増額した建設事業主」という。）にあつては、四分の三（）に相当する額（一）の技能実習について、一人当たり十万円を限度とする。前号イ（2）に該当する技能実習を行つた場合 当該技能実習に係る受講料のうち当該中小建設事業主等が負担した額の五分の四（特定小規模建設事業主にあっては四分の三（その雇用する労働者に

労働者技能実習コース助成金の額（第五項第二号ロ又は前項第二号イ若しくはロに規定する額に限る。）が、次の各号のいずれかに掲げる場合に該当する場合は、第五項又は前項の規定にかかわらず、一の事業所につき、それぞれ当該各号に定める額を支給するものとする。

一 第五項第二号ロに定める額が一千円を超える場合一千円

二 前項第一号イ及びロに定める額の合計額が五百円を超える場合五百円

第七条の三 削除

(国等に対する不支給)

第七条の四 第七条の二の規定にかかるわらず、若年・女性建設労働者トライアルコース助成金、

り支給される給付金の支給を受け、又は受けようとした事業主又は事業主団体若しくはその連合団体の役員等（偽りその他不正の行為に関与した者に限る。）が、建設事業主等又は職業訓練法人の役員等である場合は、当該建設事業主等又は職業訓練法人に対しては、支給しないものとする。

第七条の二の規定にかかわらず、過去五年以内に雇保則第一百二条の三に規定する雇用調整助成金その他の雇用保険法第四章の規定により支給される給付金の支給に関する手続を代理して行う者（以下この項及び次条第二項において「代理人等」という。）又は訓練を行つた機関（以下この項及び次条第二項において「訓練機

書（様式第三号）を厚生労働大臣に提出しなければならない。

四 前項の実施計画認定申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 定款及び登記事項証明書（法人でない事業主団体にあつては、これらに準ずるもの）

二 構成員の氏名又は名称を記載した名簿

三 最近三期間の事業報告書（当該書類がない場合にあつては、最近二年間の事業状況を記載した書類）

五 最近の事業年度における貸借対照表及び損益計算書（これらの書類がない場合にあつては、事業用資産の概要を記載した書類）

申請者が第一条第二号に該当するものであつては、

法第四十三条第一号の業務の内容に労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令（昭和六十一年政令第十九十五号）第四条第一項各号に掲げる業務が含まれるときは、当該業務が該当する同項各号によるものとする。

建設業務労働者が就業機会確保契約の当事者は、当該建設業務労働者就業機会確保契約の締結に際し法第四十三条の規定により定めた事項を、書面に記載しておかなければならぬ。

送出事業主から建設業務労働者就業機会確保契約の役務の提供を受ける者は、当該建設業務労働者就業機会確保契約の締結に当たり法第四十四条の規定により読み替えて適用される労働者派遣規則第二十六条第三項の規定により明示された内容を、前項の書面に併せて記載しておかなければならない。

二 稽留

法第四十三条第九号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 送出労働者が従事する業務に伴う責任の遣先責任者をいう。）に関する事項

三 建設業務労働者の就業機会確保の役務の提供を受ける者が法第四十三条第四号に掲げる労働者派遣労働者等に関する法律第四十一条に規定する派遣労働者をいう。）

四 入事業主となろうとする者との間で、これらの者が当該送出労働者に対し、診療所等の施設であつて現に当該入事業主である者又は受入事業主となろうとする者に雇用される労働者が通常利用しているもの（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（以下「労働者派遣規則」という。）第三十二条の三各号に掲げるものを除く。）の利用、レクリエー

五 送出労働者を協定対象送出労働者（読替え後の労働者派遣法第三十条の五に規定する協定対象送出労働者をいう。以下同じ。）に限るか否かの別

六 送出労働者を期間を定めないで雇用される送出労働者又は労働者派遣法施行規則第三十二条の四に規定する者に限るか否かの別

（労働者派遣法施行規則の特例等）

第二十七条 労働者派遣法施行規則第十七条第二項の規定にかかるらず、送出事業主が読替え後提出すべき事業報告書及び収支決算書は、それぞれ建設業務労働者就業機会確保事業報告書（様式第十八号）及び建設業務労働者就業機会確保事業収支決算書（様式第十九号）のとおりとし、労働者派遣法施行規則第四十八条の規定にかかるらず、送出事業主及び受入事業主に対する立入検査のための読替え後の労働者派遣法第五十一条第二項に規定する証明書は、建設業務労働者就業機会確保事業立入検査証（様式第二十号）とする。

二十一建設業務労働者就業機会確保事業に関する労働者派遣法施行規則の規定の適用については、労働者派遣法施行規則第十八条中「法」とあるのは「建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第四十四条の規定により読み替えて適用される労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号。以下「法」という。）」と、労働者派遣法施行規則第二十三条、第二十四条第二号、第二十四条の二、第二十四条の三第二項、第二十四条の四、第二十四条の六第二項、第二十五条の十第三号及び第二十八条第二号中「労働者派遣契約」とあるのは「建設業務労働者就業機会確保契約」と、労働者派遣法施行規則第二十五条の二第一項中「同項各号」とあるのは「同項第二号から第四号まで」と、労働者派遣法施行規則第二十五条の三、第二十五条の四及び第二十五条の五第三号中「特

（法第四十六条に関する事項）

一 書面の交付の方法

二 次のいずれかの方法によることを当該労働者が希望した場合における当該方法

イ ファクシミリを利用してする送信の方法
ロ 電子メールの送信の方法

（法第四十七条に関する事項）

第二十八条 法に定める厚生労働大臣の権限のうち、次の各号に掲げる権限は、当該各号に定める都道府県労働局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

一 法第十四条第二項の規定による届出の受理に関する権限 当該認定団体の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長

二 法第十六条の規定による指導及び助言に関する権限 当該認定団体の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長

三 法第七十七条第一項の規定による報告徴収に関する権限 当該認定団体の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長

四 法第二十条第四項の規定による手数料表の変更命令に関する権限 当該建設業務有料職業紹介事業を行なう者の主たる事務所及び当該建設業務有料職業紹介事業を行う事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長

五 法第二十六条の規定による届出の受理に関する権限 当該建設業務有料職業紹介事業を行なう者の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長

六 法第二十七条第二項の規定による建設業務有料職業紹介事業の全部又は一部の停止に関する権限 当該建設業務有料職業紹介事業を行なう者の主たる事務所及び当該建設業務有料職業紹介事業を行なう者の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長

七 法第四十条第二項の規定による建設業務労働者就業機会確保事業の全部又は一部の停止に関する権限 当該建設業務労働者就業機会確保事業を行なう者の主たる事務所及び当該建設業務労働者就業機会確保事業を行なう事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長

（書類の提出の経由等）

第二十九条 法第四章の規定又は第九条第一項から第三項まで、第十条第一項及び第三項、第十

17	施行日以後に同条第一号ハに規定する技能実習等に関する法律施行規則（以下「旧建労則」という。）第七条の二第一項第二号ハ（旧建労則附則第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する技能実習を開始した者に対する建設教育訓練助成金の支給については、なお従前の例による。
18	施行日前に旧建労則第七条の二第二項第一号ハ（旧建労則附則第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する技能実習を開始した者に対する建設教育訓練助成金の支給については、なお従前の例による。
19	施行日前に旧建労則第七条の二第二項第一号ハ（旧建労則附則第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する技能実習を開始した者に対する建設教育訓練助成金の支給については、なお従前の例による。
20	施行日前に旧建労則第三項第一号に該当することとなつた者に対する建設教育訓練助成金の支給については、なお従前の例による。
21	前条第一項ただし書に規定する規定の施行の日前に第三条の規定による改正前の建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の雇用の改善等に関する法律施行規則第七条の二第一号に規定する事業又は同号又（2）に規定する対象教育訓練を開始した者に対する建設教育訓練助成金の支給については、なお従前の例による。
附 則	（平成二十六年二月一八日厚生労働省令第一一號）抄
（施行期日）	この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。
第一条	この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。
（経過措置）	この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。
附 則	（平成二六年三月三一日厚生労働省令第三六號）抄
（施行期日）	この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。
第一条	この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。
（経過措置）	この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。
附 則	（平成二六年三月三一日厚生労働省令第三六號）抄
（施行期日）	この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。
第一条	この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。
（経過措置）	この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。
附 則	（平成二六年三月三一日厚生労働省令第三六號）抄
（施行期日）	この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。
第一条	この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。
（経過措置）	この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。
附 則	（平成二九年三月三一日厚生労働省令第五四號）抄
（施行期日）	この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。
第一条	この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。
（建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一一部改正に伴う経過措置）	この省令の施行の際現に提出され、又は交付されているこの省令による改正前の様式によるものとみなす。
第四条	この省令の施行の際現に提出され、又は交付されているこの省令による改正後の様式によるものとみなす。
（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。	この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。
附 則	（平成二九年三月三一日厚生労働省令第五五號）抄
（施行期日）	この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。
第一条	この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。
（経過措置）	この省令による改正後のそれぞれの省令に定める相
附 則	（平成二八年四月一日厚生労働省令第八三號）抄
（施行期日）	この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。
第一条	この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。
（経過措置）	この省令による改正後のそれぞれの省令による申請書等の用紙は、当分の間、必要な改定をした上、使用することができる。
附 則	（平成二八年四月一日厚生労働省令第八三號）抄
（施行期日）	この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。
第一条	この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。
（経過措置）	この省令による改正後のそれぞれの省令による申請書等の用紙は、当分の間、必要な改定をした上、使用することができる。
附 則	（平成二九年三月三一日厚生労働省令第六六號）抄
（施行期日）	この省令は、平成三十年一月一日から施行する。
第一条	この省令は、平成三十年一月一日から施行する。
（建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一一部改正に伴う経過措置）	この省令の施行の際現に提出され、又は交付されている第六条の規定による改正前の建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改
第五条	この省令の施行の際現に提出され、又は交付されている第六条の規定による改正前の建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改
附 則	（平成二九年三月三一日厚生労働省令第五八號）抄
（施行期日）	この省令は、平成三十年四月一日から施行する。
第一条	この省令は、平成三十年四月一日から施行する。
（経過措置）	この省令による改正前のそれぞれの省令による申請書等の用紙は、当分の間、必要な改定をした上、使用することができる。

様式第1号(表2面) 団体登録担当者の職名及び氏名 羽澤考

様式第4号（裏面）

様式第4号(裏面)

様式第5号（表面）

記載要領

- 「提出者」欄には、認定団体の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- ⑥の欄については、報告対象期間末日における数を記載すること。
- ⑦の欄の「当該措置に取り組んだ構成事業主名」の欄についてでは、アからオまでの各改善措置の区分において該段の改善措置がある場合は、当該措置ごとに取り組んだ構成事業主名を記載すること。

第7回		日本語規範用例
建設技術科職業紹介専門計算書		
1. 計算書名		
2. 事業所名		
3. 計算書提出年月(西暦)		
<input checked="" type="checkbox"/>	区 分	有効積載量(公噸)
		人
4. 計算書提出の基準に規定するもの		
人		

記載要領

- 建設業者将来的事業を行ううえの事業所ごとに記載すること。
- 1回につき、有効期間の更新の場合は及び事業所ごとに異なる実態を出す場合に限り複数枚提出すること。
- 3回以上提出は、建設業者の雇用に関する法律(建設業者規制法)による記載と並んで適用する労働基準法第32条の規定による在籍職員の範囲を定めた場合のみ、それを記載すること。
- 3回以上提出する場合は、当該事業所に於ける当該年度(令和3年3月1日における有効期間を除く。)の実際の雇用状況、並びに年内の各回提出の結果の有効期間の順序に記載されなければならない旨を記載すること。

様式第13号（第2面）

様式第13号（第3面）

規程第14号(規則)		(日本産業規格JIS4)											
規程第14号方針を実現するための計画書													
1 事業所の名称													
2 計画実行期間		年 月 日から 年 月 日まで											
3 既存問題とそれを計画する目的													
① 既存問題を抱く個人(人)		性別			年齢			職種			年次勤続年数		
② 既存問題を抱く組織		会員登録			会員登録			会員登録			会員登録		
③ 既存問題を抱く会員		会員登録			会員登録			会員登録			会員登録		
4 会員登録の問題とその対応策													
① 会員登録にかかる料金(会員登録料)		会員登録料の削減方針(会員登録料の削減額)											
② 会員登録にかかる時間		会員登録時間の削減方針(会員登録時間の削減額)											
③ 会員登録にかかる効率		会員登録効率の向上方針(会員登録効率の向上率)											
5 既存問題を抱く組織の問題													
① 教育訓練による心身成長、身体的の発達													
② 教育訓練による英語力の向上													
6 教育訓練の内容の開発													
① 教育訓練の内容													
② 対象者		性別			年齢			職種			年次勤続年数		
③ 対象者登録(人)		会員登録			会員登録			会員登録			会員登録		
④ 対象者登録(会員登録)		会員登録			会員登録			会員登録			会員登録		
⑤ 対象者登録(会員登録)		会員登録			会員登録			会員登録			会員登録		
⑥ 対象者登録(会員登録)		会員登録			会員登録			会員登録			会員登録		
⑦ 対象者登録(会員登録)		会員登録			会員登録			会員登録			会員登録		

樣式第14号（第1面）

式題14号(第2回)		(日本通用規格)
4. 営業用の設備(a)		
① 営業用の設備		
	内訳	額(万)
資 産	現金・預金 預貸金 取引勘定 その他の資 産	
負 債	預り金	
出 資		
② 仕方の状況		
支拂未済債務		所有者別
1.		
2.		
3.		
4.		
5.		
6.		
その他の勘定(△)		合計
△1.	△2.	△3.
△合計		

様式第14号（第2面）

第六章

(日本語翻訳版)

模式第13号

《日本通關規格A列4》

許可番号	
許可年月日	年 月 日
建設業者登録者登録申請書類提出許可証	
氏名又は名称	
住所	
事業者の名称	
事業者の所在地	
有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
建設業者の届出の改修等に関する法律第31条第1項の許可を受けて建設業者登録者登録申請書類提出を行なうものであることを証明する。	
年 月 日	
厚生労働大臣	

技术须知(第1页)

（日本産業規格JIS）

- 皆様お元気で御座る事大いに幸甚
皆様お元気で御座る事大いに幸甚
皆様お元気で御座る事大いに幸甚
皆様お元気で御座る事大いに幸甚

1. 許可番号	2. 許可年月日	年　月　日
(ふりがな) □ 氏名又は名称		
4. 住所	〒 () 一 ()	
(ふりがな) □ 代表者名又は会員名 (法人の場合は (ふりがな) □ 事業者の名称		
7. 受取業者の所在地	〒 () 一 ()	

様式第16号(第2版)

(日本産業規格JIS)

表3 第4回の対応		(注)本回答用紙(4頁)			
3. 追加的教養問題の選択肢		② 今、先生		③ 先生は	
Ⅰ	Ⅱ	④ お子さん	⑤ お子さん	⑥ お子さん	⑦ お子さん
教育訓練の場	対象者	⑧ お子さん	⑨ お子さん	⑩ お子さん	⑪ お子さん
就労人材	(人)	⑫ お子さん	⑬ お子さん	⑭ お子さん	⑮ お子さん
(複数回答の状況)					
	有無	無			無
	有無	無			無
	有無	無			無
	有無	無			無
	有無	無			無

4. 視覚定位特徴の実験			
対象認出における特徴	⑯ お子さんの特徴	⑰ お子さんの特徴	参考
⑰ お子さんの特徴	⑱ お子さんの特徴	⑲ お子さんの特徴	

ANSWER

- （参考）第1回定期評議会、第2回定期評議会の開催を希望する旨を書類等で申請した場合は、あつては第3回定期評議会（1月15日）及び第4回定期評議会（2月15日）に出席すること。

2. 第3回定期評議会は、氏会（氏会）にてその名義で評議会の開催を了承するところとする。

3. 10月の定期評議会の「定期評議会の開催」について、般社説明会において出席者全員が同意を得るを要する場合は、そのうちのものより同意するところとす。この場合にて、「10月の定期評議会」は11月の定期評議会の開催の際に合併する事態に生じたる者（出席者の同意）による定期評議会の開催と見做す。般社説明会の開催場所は、般社説明会の開催場所によらずに定めることとする。

4. 10月の定期評議会は、般社説明会開催後1か月以内に開催して、その他の定期評議会を開催するところとする。

5. 10月の定期評議会は、般社説明会開催後1か月以内に開催して、その他の定期評議会を開催するとして既存の定期評議会の開催を了承すること。

6. 10月の定期評議会は、般社説明会開催後1か月以内に開催して、その他の定期評議会を開催するとして既存の定期評議会の開催を了承すること。また、10月の定期評議会は、既存の既存の定期評議会の開催を了承すること。

7. 10月の定期評議会は、般社説明会開催後1か月以内に開催して、その他の定期評議会を開催するとして既存の既存の定期評議会の開催を了承すること。また、10月の定期評議会は、既存の既存の既存の定期評議会の開催を了承すること。

8. 10月の定期評議会は、般社説明会開催後1か月以内に開催して、その他の定期評議会を開催するとして既存の既存の既存の定期評議会の開催を了承すること。また、10月の定期評議会は、既存の既存の既存の既存の定期評議会の開催を了承すること。

9. 10月の定期評議会は、般社説明会開催後1か月以内に開催して、その他の定期評議会を開催するとして既存の既存の既存の既存の定期評議会の開催を了承すること。また、10月の定期評議会は、既存の既存の既存の既存の既存の定期評議会の開催を了承すること。

10. 10月の定期評議会は、般社説明会開催後1か月以内に開催して、その他の定期評議会を開催するとして既存の既存の既存の既存の既存の定期評議会の開催を了承すること。また、10月の定期評議会は、既存の既存の既存の既存の既存の既存の定期評議会の開催を了承すること。

11. 10月の定期評議会は、般社説明会開催後1か月以内に開催して、その他の定期評議会を開催するとして既存の既存の既存の既存の既存の既存の定期評議会の開催を了承すること。また、10月の定期評議会は、既存の既存の既存の既存の既存の既存の既存の定期評議会の開催を了承すること。

12. 10月の定期評議会は、般社説明会開催後1か月以内に開催して、その他の定期評議会を開催するとして既存の既存の既存の既存の既存の既存の既存の定期評議会の開催を了承すること。また、10月の定期評議会は、既存の既存の既存の既存の既存の既存の既存の既存の定期評議会の開催を了承すること。

13. 10月の定期評議会は、般社説明会開催後1か月以内に開催して、その他の定期評議会を開催するとして既存の既存の既存の既存の既存の既存の既存の既存の定期評議会の開催を了承すること。また、10月の定期評議会は、既存の既存の既存の既存の既存の既存の既存の既存の既存の定期評議会の開催を了承すること。

では、記載を省略します。

12) ②の記載は、「通常・巡回出勤者となった者」、「TOC職能技術検定用紙」等具体的な記載をすること。

13) ③の記載は、「通常・巡回出勤者において、教育者教員、『TOC』とともにそれ以外の教育機関のことを」というふうに、該する欄に向か記載すること。教育者教員における教育訓練を行ったときは、該する欄に記入して記載すること。参加した者に財に対する貢献の意図に対して、該する文字を記入して記載すること。

14) ④の記載については、該する欄に記載をすること。復習の実施主によりより復習訓練を行ったときは、該する欄に記載をすること。

15) ⑤の記載は、「通常・巡回出勤者による巡回出勤記録用紙の記載由出勤者教員及び巡回出勤記録区分ごとの出勤箇所への出勤を記載すること。

様式第18号（第5面）

様式第19号（表面）

樣式第19号（裏面）

様式第19号(長表)	(日本通規格A4列4)
記載要領	
1 この收支算定書は、貸借取扱所及び損益計算書を提出しない場合の提出すること。	
2 黄色の出資者欄には、氏名(法人においてはその名称及び代表者の氏名)を記載すること。	
3 決算対象期間は、事業年度の開始の日及び当該事業年度の終了の日を記載すること。	
4 ①各事業年度が記している会社登記係に係る文書の状況と併せて記載して差し支えること。	
5 以下の記載欄は、記載する場合は、記入して差し支えること。	

様式第20号(表面)		(日本生産技術協会)
業 種		
建設業労働者被災届出書(事務)提出状況		
官 隊 氏 名		
年 月 日 生		
上記の件は、被災者名一欄に「建設業」又は「建設業労働者」の記入で選択する。被災する労働者は被災者の正確な属性の確認及び必ず労働者の保護に関する法律(労働基準法第15条)による保護を受ける権利があることを説明する。		
年 月 日		
所在労働省又は都道府労働局開示用		

樣式第20号（裏面）